

令和4年度第1回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和4年7月15日(金)

委員会の開催

- (1) 日時 令和4年7月26日(火)
○開会 午後2時00分
○閉会 午後3時40分
(2) 場所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

議題

- (1) 審議事項
小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）の制限措置（案）について
(2) 協議事項
令和5年漁業権一斉切替えに係る取扱方針（案）について
(3) 報告事項
イ 全国内水面漁場管理委員会連合会令和4年度通常総会について
ロ 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和4年度増殖事業計画
(江合川漁業協同組合)について
ハ 知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて
(4) 話題提供 アユの遡上状況について
(5) その他

出席委員

会長	小野寺 秀也	委員	高橋 計介
会長代理	千葉 勝美	"	高橋 清孝
委員	菅原 元	"	十二村 實
"	棟方 有宗	"	眞壁 一良
"	菅原 はじめ		

欠席委員

委員 大越 和加

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会の概要】

○事務局 高橋総括課長補佐

定刻となりましたのでただ今から、令和4年度第1回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

はじめに本日の委員の出席状況は、9名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願ひいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして、水産業振興課、阿部課長から御挨拶申し上げます。

○水産業振興課 阿部課長

(挨拶)

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配布しております資料は、右上に番号をふってございます。

資料1といたしまして、審議事項「小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）の制限措置（案）について」、資料2といたしまして、協議事項「令和5年漁業権一斉切替えに係る取扱方針（案）について」、資料3といたしまして、報告事項（1）「全国内水面漁場管理委員会連合会令和4年度通常総会について」、資料4といたしまして、報告事項（2）「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和4年度増殖事業計画（江合川漁業協同組合）について」、資料5といたしまして、報告事項（3）「知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて」、資料6といたしまして、話題提供「アユの遡上状況について」、最後に添付資料としまして、「第21期宮城県内水面漁場管理委員会委員親睦会中間決算報告書」、以上7種類の資料となっております。

御確認いただき、不足等がありましたら事務局までお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。

小野寺会長議事進行をよろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

それでは、まず議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。本日の議事録署名委員として、3番の菅原元（はじめ）委員と4番の十二村委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【審議事項】

○小野寺会長

まず、審議事項、「小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁網漁業）の制限措置（案）について」を上程いたします。これは県から御説明いただきます。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

水産業振興課の阿部と申します。小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁網漁業）の制限措置（案）について説明させていただきます。資料1を用いて説明させていただきます。

1枚おめくり願います。1ページを御覧ください。こちらが、漁業法に基づく内水面漁場管理委員会宛の諮問文章の写しとなっております。

続きまして、2ページを御覧ください。こちらが、その具体的な制限措置の内容となっております。こちらの中身につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、3ページを御覧ください。こちらは、前回公示いたしましたしじみ貝桁漁業の制限措置の内容となっておりまして、海面のいか釣り漁業と同じ時期に合わせて公示したため、いか釣り漁業についても記載されておりますが、2番の小型機船底びき網漁業を御覧ください。前回はしじみ貝桁網漁業につきまして、内水面漁場管理委員会の答申を経まして、昨年3月に公示を行っております。その際、表の右から2番目にありますように、40隻を上限に船舶の公示をしておりましたが、この範囲内におきまして、今回新たに追加の要望があったため、改めて制限措置についてお諮りするものとなっております。

続きまして、4ページを御覧ください。まず、しじみ貝桁網漁業の概要につきましてですが、こちらは北上追波漁業協同組合が第一種共同漁業権に基づきまして、従来から手掻き、じょれん曳きによって採捕を行っておりましたが、水産庁の方から、じょれん曳きによる漁業が小型機船底びき網漁業に該当するといった指摘を受けまして、平成12年から許可制となっております。許可に当たりまして、取扱方針を定め、漁場管理の適正化と操業秩序の維持のため、漁協が漁期ごとに資源管理計画書を策定して県へ提出し、これを遵守するとともに漁協と共同経営にするという形で定めてございます。

次に、漁獲量と許可隻数でございますが、こちらは中段にありますグラフを御覧ください。棒グラフが漁獲量となっておりまして、許可制の導入以降、平成20年度漁期ぐらいまでは概ね年間120トンから160トン台で推移しておりましたが、平成21年度漁期以降、減少するとともに、東日本大震災以降は、河床の地盤沈下に伴う塩分濃度の上昇がありまして、こういった影響によりまして、ピーク時の10分の1以下まで落ち込んでおりましたが、その後、平成25年以降は徐々に増加傾向にあります、令和3年度は47トンという形になってございます。

続きまして、折れ線グラフの許可隻数でございますが、こちらは許可制導入時の隻数は58隻ございましたが、震災がありまして、平成23年度には22隻まで減少しました。その後、操業再開により、隻数は徐々に増加し、令和3年度は38隻となっております。

次に、種苗放流についてですが、4番にありますように、震災の影響によりまして減少した資源の回復と維持のため、平成24年から平成27年度まで合計135トンのシジミ稚貝を放流してございます。

続いて、5ページを御覧願います。今回の公示枠につきまして、令和2年度の公示枠40隻ございましたが、これに対して、38隻許可しております、表の下から2番目の許可すべき船舶の数にありますように、今回、残枠の範囲内で1隻を追加公示するものとなっております。根拠といたしましては、(2)の2にありますように東日本大震災によりまして、船舶を滅失していた組合員1名が新たに船舶の使用権を取得し、当該許可を要望しているものです。その他の条件につきましては、前回と変更はございませんが、(3)の許可の有効期間につきましては、昨年度許可処分しました有効期間の終了時期に合わせて設定したいと考えております。

それでは2ページにお戻り願います。こちらが御審議いただく制限措置の内容となつております、許可受付にあたって公示する案となっております。中段にあります表が制限措置となっておりまして、内容につきましては先ほど御説明いたしました内容と同じ記載になってございます。また、2番目の許可を申請する期間としまして、令和4年7月29日から令和4年8月19日までとしたいと考えてございます。

説明については以上となります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

県からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

御質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。

よろしいですか。

なければ、審議事項「小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁網漁業）の制限措置（案）について」は、御異議はございませんか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

ありがとうございます。それではそのように答申することにいたします。

――――審議事項終了――――

【協議事項】

○小野寺会長

続いて、協議事項、「令和5年漁業権一斉切替えに係る取扱方針（案）について」を上程いたします。これは県から御説明いただきます。

○水産業振興課 阿部主事

水産業振興課の阿部と申します。私からは、令和5年漁業権一斉切替えに係る取扱方針案について、御説明させていただきます。

初めに、資料2-1、漁業権の切替えについてという資料を用いて御説明させていただきます。こちらの資料は、広域漁業調整委員会事務局研修会という研修会時に配布さ

れまして、水産庁資源管理部管理調整課が作成した資料になっております。また、資料の中では海面に関する記述がありますが、今回は内水面に関わる箇所を中心に御紹介させていただきます。

では、資料1枚めくっていただきまして、2ページ、上のスライドを御覧ください。今回の令和5年9月に予定されています漁業権一斉切替えは漁業法改正後初めて行われる一斉切替えとなります。赤字で記述がありますが、漁場計画の樹立についてと漁業権の免許に関する事務処理についてという通知を一本の通知に統合という部分ですけれども、現在、国からは海区漁場計画の作成等についてという通知がありまして、国からの技術的助言になっております。他にも漁業権の切替えに関しては、その下に書いてあります海面利用制度等に関するガイドライン等の通知がありまして、今回御紹介するこちらの資料はこれらの内容を踏まえた免許切替えに関する流れを説明した資料となっております。また、これまでの切替えと大きく異なるのは、漁場を適切かつ有効に使用していたかという観点から確認されることです。適切かつ有効といいますのは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産などを行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように活用している状況を言います。資料中でも、適切かつ有効という言葉が出てきますので御紹介させていただきました。

それでは、漁業法改正前と改正後の変更となった箇所を中心に御説明させていただきます。資料1枚めくっていただきまして、4ページ、上のスライドが免許をする際の流れとなっています。下のスライドに移りまして、切替えの基本となる漁場計画を作成することが定められておりますが、これまで区画漁業権、定置漁業権は5年ごとに、共同漁業権については10年ごとに作成することとなっていました。しかし、今後はいずれの漁業権も5年ごとに作成する必要があります。

続きまして、隣の5ページを御覧ください。上のスライドに活用漁業権の取扱いがあります。こちらの活用漁業権といいますのは、現在、免許を受けて営まれている漁業権が漁場を適切かつ有効に活用されている場合、その漁業権は活用漁業権と呼ばれることになります。また、活用漁業権であるか否かの判断は、国の通知である海面利用制度等に関するガイドラインにありますチェックシートを用いまして、判断を行っていきます。こちら、スライドの後ろに付いてあります、資料2-2としてチェックシートを添付していましたので、後ほど御確認いただければと思います。

では、スライドの資料に戻りまして、5ページ、先ほどの活用漁業権の取り扱いの下のスライドを御覧ください。先ほどの活用漁業権がある場合、新しく作成される漁場計画には、現在の活用漁業権とおおむね等しい漁業権として類似漁業権が設定されなければなりません。ここで言います、おおむね等しいといいますのは、現に免許を受けている漁業者が、引き続き漁場を適切かつ有効に活用できるようにすることを想定しています。

続きまして、裏面の6ページを御覧ください。今回の漁業権切替えでは、利害関係人の意見聴取について、ホームページに掲載するなどのインターネットを通じて行なうことが適当であるとされております。こちらに関しましては、公聴会に加えまして、パブリックコメントにて実施することを予定しております。

その下のスライド、漁業権の漁場の区域の緯度経度表示の原則化を御覧ください。漁場区域の設定に関しましては、内水面は緯度経度表示より堰堤や橋梁など、基点による

表記の方がわかりやすい場合も多いことから、併記する方法など柔軟に対応していきたいと考えております。

続きまして、1枚めくっていただき、8ページを御覧ください。内水面にて免許されています第五種共同漁業権の増殖義務についてですが、これまでどおり消極的行為に止まるものは含まれません。一方で、放流以外の増殖効果についても知見が得られており、試験研究機関による研究成果により、その効果について根拠を示せる行為を増殖行為の一つとして組み合わせることは可能です。

その下に移りまして、震災特例に関してですが、これまで増殖行為ができない場合の特例として震災や原発事故としてきましたが、昨今の環境変化を踏まえ、豪雨などの天災も含めることができます。

続きまして、1枚めくっていただき、10ページを御覧ください。上のスライドですけれども、これまで説明してきた流れを踏まえまして、内水面漁場計画の案を作成し、内水面漁場管理委員会にて諮詢、答申を経て、内水面漁場計画が公示されることとなります。

これまで、資料2-1を用いて説明を行ってきましたが、漁業法改正での主な変更点といたしましては、漁場を適切かつ有効に活用しているか。活用漁業権、類似漁業権の取り扱い。その他では内水面漁場計画の5年ごとの作成。パブリックコメントによる意見聴取などが挙げられます。

資料2-1、漁業権の切替えについてという資料を使った説明は以上になります。

続きまして、資料2-3、令和5年漁業権一斉切替えに係る取扱方針案についてを御覧ください。こちらの資料は、漁業権の一斉切替えをするにあたり、県の取扱方針案を作成したものであります。こちらの方針は、海面及び内水面についての取扱方針となっていますが、今回は内水面に関わる箇所を中心に御説明させていただきます。

では、1ページ。2、基本的な考え方を御覧ください。宮城県では、水面の総合的な利用を図るため、三つの柱というものを考えました。四角で囲んであります箇所を御覧ください。1. 漁場の効果的な活用として、漁場生産力の発展と水面の総合的な利用を図るため、漁場の有効活用などを促進していきます。2. 海洋環境の変化等への対応として、近年の環境変化等に対応するため、柔軟な漁場利用、5年ごとの漁場計画作成及び免許期間中の漁場計画の見直しなどを図っていきます。3. デジタル化の推進として、適切な漁場利用を図るため、GPS等を活用した漁場管理や内水面における漁場区域の明確化等のデジタル化を推進します。この中で、内水面に特に関わってくることといたしましては、柱の2の5年ごとの漁場計画の作成、3の内水面における漁場区域の明確化などが挙げられます。

続きまして、1枚めくっていただき、2ページ。3、海区・内水面漁場計画の作成についてを御覧ください。改正漁業法では、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が、将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許する仕組みとなっています。適切かつ有効に關しましては、先ほど冒頭で御紹介しましたとおりです。なお、米印の1として注釈をつけておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

今回の漁業権の一斉切替えにおきましては、国の技術的助言である海区漁場計画の作成等について、及び海面利用制度等に関するガイドラインを勘案しまして、内水面漁場

計画を作成していきます。

続きまして、(2) 活用漁業権の判断及び類似漁業権の設定に関してですが、こちらは先ほど資料2-1を用いまして説明したとおりとなっております。

続きまして、(3) 団体漁業権又は個別漁業権の別になりますが、団体漁業権といいますのは、漁業協同組合等が免許を受けて、漁業権行使規則で定めるところにより、組合員がその内容たる漁業を営むものです。個別漁業権とは漁業権者自らがその内容たる漁業を営むものです。内水面に免許されています共同漁業権につきましては、①に記載のとおり、団体漁業権として設定します。

続きまして、3ページ。(5) 海区・内水面漁場計画の作成及び変更ですが、これまで区画漁業権、定置漁業権は5年ごと、共同漁業権につきましては10年ごとに作成していました。しかし、今後は総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権ともに5年ごとに作成することが定められました。共同漁業権におきましては、10年間の漁業権存続期間中に漁場計画が定められるが、取り扱いは同様となります。また、漁場利用の変化や社会経済的状況、漁場の変化等に応じて、漁業権の一斉切替えの時期によらずとも、漁場計画を見直すこととします。

ここまでが、漁業権の一斉切替えの全体にかかる箇所でございます。以降は、漁業権種類ごとの記述になっていまして、今回は内水面に関わる箇所を御説明します。

では、3ページ。4、共同漁業を御覧ください。共同漁業は、沿岸、内水面漁業の根幹をなすものでありまして、漁業権者による自主的な漁場管理や資源増殖により、漁業生産力を発展させる観点から漁場計画を作成するものです。

続きまして、その下の(1)、第一種共同漁業を御覧ください。海区・内水面漁場計画に際しましては、現行漁業権対象魚種の見直しを行い、経済価値のほとんどないものや、資源的に僅少なものは漁業権対象魚種に設定しないこととします。また、新たな漁業権対象魚種の追加は、漁業経営上有望な資源として見込まれるものであって、漁業権行使上及び漁業調整上支障がない場合に追加できるものとします。漁業権の新設及び漁場区域等の変更につきましては、他種漁業との競合がなく、漁業調整その他公益上支障がないこと及び資源管理が適切に行われる場合に限ることとします。

続きまして、1枚めくっていたいただき、4ページ。(4) 第五種共同漁業を御覧ください。①といたしまして、漁業権の設定につきましては、一河川一漁業権を原則とします。特に、第五種共同漁業権は公益との関連性が強いため、内水面漁場計画の作成にあたりましては、水面の有効利用と公益に及ぼす影響との関連に十分に留意することとします。②といたしまして、漁場区域の明確化の観点から、河川ごと、また海面との境界が必要な河川にあっては、明瞭な構造物やGPS等による位置情報及び境界線の明示を検討するものとします。③といたしまして、漁業権区域の新設及び漁場区域等の変更につきましては、漁場環境上、増殖行為に適している水面であって、増殖計画が十分に検討されており、漁業協同組合の管理体制が整っている場合かつ公益上の支障がない場合に限るものとします。④としまして、対象魚種は増殖行為を行うことが義務づけられていることを考慮し、具体的な増殖計画が立てられる魚種とし、漁業協同組合によって適切に管理できる範囲とします。また、増殖のところに米印3として注釈をつけておりますが、具体的な増殖行為として人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流のほか、産卵床や産卵場の造成、増殖のための施設の設置、滞留魚の汲み上げ、汲み下ろし放流による遡上・

遡下性水産資源の確保などを指しております。⑤に戻りまして、内水面漁場環境の保護、水産資源の保護培養の重要性及び漁業被害防止の観点から、生態系に深刻な影響を与えるブラックバス、ブルーギルなどの外来種は漁業権対象魚種とはしないこととします。ただし、産業管理外来種については、個別に検討することとします。

以上が共同漁業の取扱方針となります。この区画漁業権、定置漁業権は、海面に関わることですので割愛させていただきます。

続きまして、7のスケジュールにつきましては、その後ろについてあります。資料2-4、令和5年漁業権一斉切替えに向けた作業スケジュールについて御説明しますので、そちらの資料を御覧ください。令和5年8月31日に満了を迎えます。次期漁業権一斉切替えは令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法に基づき行われる初めての一斉切替えとなります。内水面漁場計画の作成に当たりましては、水面の総合的な利用を推進し、漁場生産力を発展させるという観点から、概ね下に示しましたスケジュールで行うこととしています。こちら、図の中、左側に括弧で示していますが、大きく分けまして、内水面漁場計画の作成と免許の手続きの二つの大きな作業となります。図のほうに移りまして、矢印で示しました図の一番上になります。基本方針策定ですが、こちらは資料2-3で説明しました取扱方針となっております。その下の2番目になりました、漁業関係者の要望及び漁場条件の調査についてですが、こちらは漁業権者向けの説明会を7月上旬に開催しております。その説明会におきまして、漁業権者の行使状況や要望を記入していただく調査票をすでに配布しております。その調査票に基づき、今後ヒアリングを行っていきます。

その下に移りまして、10月から11月にかけまして、パブリックコメントによる利害関係人の意見聴取及び結果の公表を経まして、11月に内水面漁場計画案を作成します。そして、翌年の令和5年1月に内水面委員会にて協議しまして、3月に諮問します。その後、年度が変わりまして、4月に公聴会、5月に内水面漁場計画の答申をいただきまして、内水面漁場計画を決定し、公示します。その後は免許の手続きとなりまして、令和5年6月から、免許申請期間を経まして、7月の内水面委員会へ諮問し、8月に答申をいただきまして、令和5年9月1日より免許となります。また、図の中、太枠で囲った箇所が、内水面漁場管理委員会の関係する箇所となっております。

続きまして、2の免許の件数についてを御覧ください。こちら、表にて示させていただきましたが、現在、宮城県におきまして、漁業権が免許されておりるのは合わせまして760件です。そのうち、定置漁業権が33件。区画漁業権が576件。第1種共同漁業権が海面、内水面合わせて65件。第二種共同漁業権が61件。第三種共同漁業権が2件。第五種共同漁業権が23件となっています。また、内水面は第一種共同漁業権と第五種共同漁業権が免許されており、合わせて28件となっています。これらにつきまして、今回一斉切替えをすることとなります。

長くなりましたが、私からは以上です。

○小野寺会長

県からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

御質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋清孝委員

8ページの上、1番上の基本というところに、増殖義務については消極的行為にとどまるものは含まれないというのがあります。それから、4ページには県の方針として、(工)の第五種共同漁業権の中の1番最後ですね。増殖義務について、米印の3で、人工ふ化放流などが記載されています。消極的な行為というのは、禁漁区の設定とか禁漁期の設定とかそういうものでしょうか。

○水産業振興課 阿部主事

それにつきましては、消極的行為に含まれるものとしましては、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具漁法、漁場及び採捕物に係る制限または禁止等の行為としております。

○高橋清孝委員

ありがとうございます。

県の方針としては、従来と変わらないと考えてよろしいんですか。

○水産業振興課 阿部主事

はい。そのとおりでございます。

○小野寺会長

他にございませんか。

よろしいですか。

なければ、協議事項「令和5年漁業権一斉切替えに係る取扱方針（案）について」についてはこれまでといたします。

―――― 協 議 事 項 終 了――――

【報 告 事 項 1】

○小野寺会長

協議事項はこれで終わりましたので次に報告事項に入ります。

報告事項（1）「全国内水面漁場管理委員会連合会令和4年度通常総会について」を上程いたします。これは事務局から御説明いただきます。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。報告事項の1、全国内水面漁場委員会連合会令和4年度通常総会について、説明させていただきます。今年度の全国内水面漁場管理委員会連合会の令和4年度通常総会につきましては、東京で開催予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の発生状況から、今年度も書面決議となりました。今回は書面決議の資料内容を御報告させていただきます。

資料3、めぐりまして、1ページを御覧ください。通常総会の議案書の表紙となって

おります。本来であれば現地開催ということで、5月27日に開催予定でした。

1ページおめくりいただきまして、3ページを御覧ください。3ページには目次が記載されてございます。

続きまして、4ページを御覧ください。4ページに通常総会の次第が記載されてございます。総会の議事は第1号議案から第4号議案までございまして、第1号議案としまして、全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について。第2号議案といたしまして、令和3年度事業報告収支決算案及び剰余金処分案について。第3号議案といたしまして、令和4年度事業計画案及び収支予算案について。第4号議案としまして、令和4年度提案書面について、となってございます。

続きまして、5ページを御覧ください。毎年通常総会で行っている、長年にわたり功績のあった委員、事務局職員への表彰の受賞者名簿となってございます。こちら、令和4年度につきましては、宮城県では該当者はおりませんでした。7ページに、受賞者の名簿が記載されてございます。

続きまして、9ページを御覧ください。9ページから、先ほど申し上げました議案の内容になっておりまして、各議案につきまして、それぞれ御説明させていただきます。

まず、9ページの第1号議案、全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正について説明させていただきます。めくっていただいて、11ページをお願いいたします。今回の連合会会則の一部改正についてですが、中身といたしましては、会則の第9条第2項にあります会員の負担金の方を、令和4年度から負担金を3万円減額して10万円とするという内容の改正となっております。こちらの改正の理由につきましては、下の方にあります2番、理由の方を御覧ください。下の図の1に収入及び支出のグラフがございます。連合会の収支につきましてはこのグラフのとおりとなっておりますが、現在、多額の繰越金があり、さらには令和元年の後半から、新型コロナウイルスの感染拡大による総会等の書面開催や中止が相次いだことで会場費などの支出がなくなったことにより、繰越金が大幅に増大しております。このため、負担金を減額し、繰越金の活用を図ることが今回の目的となってございます。続きまして、12ページを御覧ください。12ページに今回の議案に関する経緯が記載されてございます。令和4年の2月に役員県の事務局長会議において協議し、反対意見は出ませんでした。また、令和4年3月の令和3年度第1回役員会の中で通常総会の議案にすることに承認されました。今回の改正の中身として、連合会の事務局案といたしまして、現行の1県13万円の負担金を1県10万円に減額し、負担金による収入を440万円とすることで、繰越金を年間約80万円程度活用していく方向で考えているとのことです。また、繰越金残高が適正な金額まで圧縮された以降も、1県10万円の負担金で運営できるように、事業計画の見直しを行う予定となってございます。こちらにつきましては通常総会の書面の方で承認をいただいております。

続きまして、13ページをお願いいたします。第2号議案、令和3年度事業報告収支決算案及び剰余金処分案について御説明させていただきます。おめくりいただいて、15ページをお願いいたします。15ページには令和3年度事業報告書が記載されてございます。中段、主な事業概要ということで、連合会の方で行った事業概要が示されてございます。このうち(1)通常総会、少し飛びまして、17ページの(8)、ブロック協議会、次のページの18ページ、(9)の研修会についてですが、こちらは例年、会

長と事務局職員で出席をしておりましたが、令和3年度につきましては、いずれも書面開催または中止となってございます。19ページには令和3年度の収支決算書案が示されてございまして、令和3年度につきましても、新型コロナウイルスの影響により、書面開催や中止となり、会場費や研修会費等々が消費されなかつたため、残高が1,459,219円となっております。次のページ、20ページに、令和3年度の剰余金処分案が示されてございまして、令和3年度の剰余金が、合計しまして23,266,133円となってございまして、全額を令和4年度への繰越金とする案となってございます。こちらも承認をいただいております。

続きまして、21ページの第3号議案、令和4年度事業計画案及び収支予算案について説明させていただきます。おめくりいただき、23ページをお願いいたします。こちら、令和4年度の事業計画書案ということで、通常総会等の予定が示されてござります。通常総会につきましては、5月27日に東京で開催予定でしたが、書面決議となつてございます。会長と事務局職員で出席しているブロック協議会及び研修会につきましては、24ページに記載されておりまして、ブロック協議会につきましては、東日本ブロック協議会に当県が該当しております、福島県で10月から11月頃に開催予定となってございます。また、研修会につきましては、令和4年度の9月に東京都で開催予定となってございます。25ページに予定の一覧表が示されてございます。また、26ページに令和4年度の収支予算書案が示されてございます。こちらにつきましては、令和3年度と同様の内容となってございます。

続きまして、27ページを御覧ください。第4号議案、令和4年度提案書案について説明させていただきます。こちらにつきましては、連合会の方から中央省庁の方に提出する提案書の案となってございまして、昨年度の当委員会においても、その中身について協議させていただいてございます。めくっていただき、19ページをお願いいたします。10ページ以降が提案書の中身となっておりまして、今回変更となる部分につきましては下線が引いてございます。変更点について簡単に御説明させていただきます。

まず、最初の29ページの提案書の一番下の方につきましては、提案書の記載順は要望の優先順位を示すものでありませんという一文が追加されてございます。続きまして、30ページをお願いいたします。30ページは外来魚対策についてということで、今回の変更内容としましては、被害報告の件数の時点修正及び下の1番にあります駆除技術をもとに水域の特性に応じた防除対策の普及・指導を図ることという文言となってございます。31ページに進みまして、こちらは魚病対策についてということで、こちらの変更点としましては、下の1番の方に、蔓延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施することという記載になってございます。また、進みまして、33ページをお願いいたします。鳥類による食害対策についてということで、こちらの変更内容につきましては、被害件数の時点修正及び下の2番にあります、サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているという旨が記載されてございます。続きまして、34ページをお願いいたします。河川湖沼環境の保全及び啓発についてということで、こちらの変更内容につきましては、下の3番にあります河川及び湖沼内樹木の伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うという記載となってございまして、こちらにつきましては、従来後半の7番の方にあった項目と内容を統一して記載されてございます。また、35ページの方にあります5番の方の異常

繁殖している水草の種類の中にミズワタクチビルケイソウが追加されているものとなってございます。続きまして、36ページをお願いいたします。放射性物質による汚染対策についてということで、こちらの変更点としましては、2番の陸上への降雨等によってという部分となっており、住宅の除染という文言が削除されてございます。続きまして、37ページをお願いいたします。ウナギの資源回復についてという内容となっておりまして、変更箇所につきましては下の3番にございます適正な放流手法の確立と放流体制の構築に関わる支援に取り組むことという文言となってございます。

以上が変更内容となってございます。提案書案につきましては、こちらも承認をいただいております。

最後に、39ページ以降が参考資料としまして、連合会の役員名簿や会則や要領等が添付されてございます。こちらにつきましては後ほど御確認いただければと思います。報告事項1については以上となります。

○小野寺会長

ありがとうございました。

説明が終わりましたが、御質問等ございましたらお願ひいたします。

はい。どうぞ。

○高橋清孝委員

質問ではないんですが、30ページの真ん中辺の1番というところを御覧になっていただければと思います。外来魚対策としまして、オオクチバス、コクチバスなんかについてですが、この下線が引かれているところ、開発された駆除技術などをもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ることという一行が入りました。これにつきましては、私もですね、外来魚防除委員会という水産庁の委員会のメンバーでありまして、こここのところ、戦略的にやらないと成果が上がらないよということを申し上げてきました。その中で、水産庁からも、どうも予算に対して、駆除する尾数が少ないとか、そういう疑問が非常に多く出されました。何とかですね、これを打開するために繁殖の抑制とかですね。あるいは上流から取っていくとか、そういうことができないかというような議論がその中でされました。花山漁協さんの方では、こういう問題と取り組むために、今年は電気ショッカーライフを使ってやられるということでいよいよ戦略的な対策というのがとられるということで非常にうれしく思っています。各県においても、今回の計画を見ますと、こういった戦略的な対策というのが非常に盛り込まれていることが多くなりまして、また一方、非常に対応が難しいということでやめるところも多くなっているというのが実態であります。花山漁協さんにおかれましては、引き続き頑張って欲しいと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○小野寺会長

はいありがとうございました。

委員の方は御承知だと思いますけれども、この新しく付け加えられたのは高橋委員の

提言があって、東日本ブロック協議会を通じて、上に上げてこういう新しいものが付け加えられたということを申し添えておきます。

他に、御質問ございませんか。

ではなければ、報告事項（1）「全国内水面漁場管理委員会連合会令和4年度通常総会について」はこれまでとします。

【報告事項 2】

○小野寺会長

次に報告事項（2）「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和4年度増殖事業計画（江合川漁業協同組合）について」を上程いたします。事務局からこれもお願いいたします。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。引き続き、私の方から報告事項の2、第5種共同漁業権の免許条件に係る令和4年度増殖事業計画、江合川漁業協同組合について説明させていただきます。

1ページおめくりいただき、資料を御覧ください。内水面漁協には漁業を営む権利としまして、第五種共同漁業権が免許されていると同時に、漁業権対象業者について、増殖行為を行うことが漁業法によって義務づけられているところでございます。本県では、漁業権の免許の際に各漁協に対して、県の指示する増殖事業を実施することという条件を付しており、昨年度の第4回の委員会において、県の指示する令和4年度の増殖計画について、委員の皆様の御意見を伺い、協議していただいたものでございます。江合川漁協につきましては、組合の内部で増殖委員会という遊漁者を含めた委員会を開催しております、そこで放流数量等について検討をし、組合総会等を経て、増殖計画が確定されます。そのため、令和4年の3月の内水面委員会における協議の際につきましては、増殖計画の数量はすべて未定という形にさせていただきまして、未定の部分につきましては、総会等で計画が決まり次第、当委員会において報告させていただくということとしております。

先月6月25日に開催されました江合川漁業協同組合の総会において、今年度の増殖事業計画が確定しましたので、簡単ですが御報告させていただきます。江合川漁業協同組合では増殖事業といたしまして、アユ、ヤマメ、イワナの放流を行っていたところでございます。令和4年度の計画としましては、アユは140キロ、ヤマメが80キロ、ヤマメの発眼卵を一万粒、イワナについては実施せずという予定となってございます。こちらにつきましては、アユについては遊漁券収入の減少により、令和3年度実績と同等の放流をすることが難しいということから、実績より少ない数量の放流計画となってございます。ヤマメの成魚及び発眼卵については令和3年度の計画と同様の計画を予定してございます。また、下の2番にあります放流事業以外の増殖事業についてということで、産卵場造成ということでウグイの産卵場の造成として、重機や手作業による河床整備を実施しております。令和3年度につきましては計画をしておらず、実績もございませんでしたが令和4年度につきましては、河川環境等を勘案して、組合内部で相談した結果によって実施をする可能性があるということでした。

江合川漁協の増殖計画については以上となります。

○小野寺会長

ありがとうございました。

御質問、御意見等ございましたらお願ひします。

なればこれで、報告事項（2）「第5種共同漁業権の免許条件に係る令和4年度増殖事業計画（江合川漁業協同組合）について」はこれまでといたします。

【報告事項3】

○小野寺会長

次に報告事項（3）「知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて」を上程いたします。県から説明をお願いいたします。

○水産業振興課 阿部技術主任主査

水産業振興課の阿部と申します。報告事項（3）の知事許可漁業の変更の許可に関する取り扱いについて、資料を用いて説明させていただきます。

1枚おめくりください。知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて、まず概要ですが、こちらは漁業法が改正されたということで、知事許可漁業の許可を受けたものが、制限措置と異なる内容により漁業を営む場合には都道府県知事の許可を受ける必要があるとされておりまして、どのような変更の許可を認めるかについて、基準を定めたものです。漁業法の改正に合わせて、本県では宮城県漁業調整規則を定めまして運用しているところですが、これを補うために取扱方針を定めたものとなってございます。

まず、こちらの方針を定めるに至った経緯につきまして御説明いたしますので、2ページの方を御覧ください。変更の許可についてという資料になってございますが、こちらは国の方が作成した資料となってございます。1つ目の矢印につきましては、先ほど説明した内容と同様となっておりますが、2つ目の矢印にありますとおり、どこまでの変更であれば変更の許可を認めるかについては、行政手続法に基づく基準をあらかじめ定める必要があるというふうにされております。理由といたしましては、3つ目の矢印にありますとおり、審査基準がなければ、知事が意図しない範囲まで制限措置を変更できる可能性があり、予期せぬ紛争を惹起してしまう恐れがあるためです。具体例のポンチ絵が下にございますので御覧ください。具体例の図ですが、まず左側の図にありますように、県海域の中に当初公示された海域が左下の方なんですけれども、濃い色で示されておりますが、変更の許可が認められた場合なんですが、矢印の右側の図のように、知事の裁量の及ぶ範囲で操業区域の拡大が可能となっております。しかしながら、御承知のとおり。操業区域の拡大などは予期せぬ紛争を引き起こしてしまう可能性がありますので、当然、安易に変更することはできないため、そのための基準を定めるものとなっております。なお、大臣許可においては、4番目の矢印にありますように操業区域の変更については、操業区域を変更することは許可しない。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り許可するものといった方針が定められております。

また、1ページの方にお戻りください。今回報告させていただきます本件の取扱いの内容を中段の2に記載してございます。まず、変更の許可を認める漁業といたしまして

は、2の(1)のイにありますとおり、潜水器漁業、あわび漁業及びうに漁業の3つに限定しております。理由といたしましては、これらの漁業はいずれも共同漁業権の区域内だけで行われております。さらに免許を受けた漁業協同組合の同意によりまして、操業区域や漁業時期を設定しております。漁業を営む者の資格も、漁協の書面同意を得た者を対象としておりますので、許可の有効期間中に、漁業権行使規則の範囲内で、漁協で同意した上で、これらを変更することについては、支障がないというふうに判断されるためです。それ以外の漁業につきましては、他の漁業とのトラブルが発生する恐れがあることから、こちらの3つの漁業に限定しております。それ以外の漁業等について、一旦なんですかれども(2)にありますように、原則として認めないこととしておりますが、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り、認めることとしてございます。

本日、最初にお諮りしましたしじみ漁業のように、内水面漁業においても変更の協議等が必要になる場合におきましては、内水面漁場管理委員会におきまして、協議した上で判断して参りたいというふうに考えてございます。

3ページ目なんですかれども、今回定めました取扱方針を載せてございますが、こちらの内容につきましては、ただいま説明したものと同様という形になっております。

私の方からの説明については以上となります。

○小野寺会長

ありがとうございました。

御質問、御意見等ございましたらお願いします。

なければ、これで、報告事項(3)「知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて」はこれまでといたします。

――― 報 告 事 項 終 了 ―――

【話題提供】

○小野寺会長

それでは、話題提供に移ります。

「アユの遡上状況について」、内水面水産試験場から御報告があります。

○水産技術総合センター内水面水産試験場 君島技師

ただいま御紹介にあずかりました、内水面水産試験場の君島です。

今年のアユの遡上調査の結果に基づきまして、広瀬川における天然アユの遡上状況についてお話していきたいと思います。

まず本調査の目的についてです。本調査は、県内の遡上量を把握することで、資源管理及び情報提供のための基礎データを得ることを目的としています。また、本調査で得られた結果について、内水面水産試験場のホームページで一般に公開しております。今年5月と6月に調査を行ったのですが、7月の解禁前にホームページで公開しております。

次に調査方法です。調査日は毎年5月、6月の各月2回、上下旬に分けて行っており

ます。今年は5月9日，27日，6月13日，23日に実施しております。採捕方法は投網によるものとし，各調査点で10投した内容について調べています。また，アユの採捕につきまして，広瀬名取川漁業協同組合さんに御協力をいただいております。

次に採捕したサンプルの計測方法についてです。投網で入網した尾数を計数し，割り返すことで1投当たりの平均採捕尾数を算出しております。また，各個体について，各地点最大50尾の標準体長及び体重を測定しています。また，本調査は天然アユの遡上調査ですので，側線上方横列鱗数，この赤い線の部分と下顎側線孔，下の方の画像ですが，この二つの形質を用いて，天然アユと放流アユの判別を行っております。具体的には，下顎側線孔が，左は4対あるんですが，右のようにですね，左側4つあるんですが，右側に3つしかないような，欠損しているものを放流というふうにみなして区別をしております。平均採捕尾数の補正を，その結果に基づいて行っているというふうにしております。

次に，調査地点についてです。上流側から愛宕堰下流，郡山堰下流，名取川との合流点の3地点で調査を行っております。

今年の調査結果についての概要です。遡上量は多く，サイズは平年並みという結果になりました。それについて説明していきます。まず，遡上量についてです。お示ししているグラフが名取川との合流点もしくは，土手畠のどちらかのあたりですね。工事が名取川との合流点であったので，一部調査は土手畠という近くのところで行っているんですが，どちらにしても3調査点の中では一番下流の調査点になっています。オレンジ色の点が今年の結果で，白抜きの青い点が過去10年間の平均採捕尾数の結果になっています。最下流の名取川との合流点では，概ね平年を上回る結果となっていまして，この黒い線が中央値になっていまして，過去10年の結果の平均的な値というふうになっています。6月上旬を除きまして，4日の調査のうち，3日間は平均を上回っているんですが，6月下旬だけ少ないという結果になっています。これについてですが，後ほどまた説明いたしますが，今年少し水量が多かったということで，後半は生息域の分散が少し早く進んだということで，下流側の方で数が少なく出たのではないかなというふうに予想しています。次に，郡山堰下流の結果についてです。郡山堰の下流はすべての調査において平年を上回る結果というふうになりました。実際に漁協の方に聞き取りをして，郡山堰でかなりアユを見る機会が多かったということで，少し溜まっていたのかなというふうな結果になっています。最後に，愛宕堰下流の結果についてです。愛宕堰の下流は，郡山堰の上流にあたりまして，最上流の調査点なのですが，水量によっては郡山堰を越えられない年がありまして，大体5月上旬は0か0.1に満たない年が多いのですが，今年は後半にかけて例年を上回るというふうに，後半ちょっと数が増えしていくという，このような結果になりました。この3調査点の結果を見まして，やはり普段より水量が少し多いので，だんだん上流に向かってアユが生息域を広げていったという傾向を読み取りました。

次に，体サイズについての結果です。点が平均体長，縦の棒が分散を示しております。1番右側の縦の部分が今年の結果で，過去5年分と比較を行っております。この結果を見ても，今お示ししているグラフは5月の結果なのですが，概ね平均的な，例年と同じような傾向が見て取れます。5月時点でも例年並みの体長ということがわかるかと思います。次に，6月のアユの標準体長についてお示ししております。こちらは5月，も

うほとんど変わらない傾向なのですから、特に大きいのが多いとか、小さいのが多いということもなく、バランスよく、上下に幅広く、小さいのから大きいのまで揃った上で平年並みという平均的な結果というふうになりました。

次に、考察です。上にお示ししているのが、広瀬川の広瀬橋観測所、国土交通省の方で示している広瀬川の水位についてまとめたものです。昨年はかなり低い位置で、この青い点線の部分で推移していたんですけども、今年は赤い線の部分、昨年に比べてかなり高い水位を見せていまして、特に6月において水位が高いということがわかりました。このことから、郡山堰にある斜路式魚道が十分に機能して、堰堤を越えて遡上しやすかったということと、あと昨年は渴水で、河床に大型藻類が繁茂したり、シルト質が積もったりということがあったんですが、今年は河床が流動することによって、そういうことがなくてですね、アユにとって良好な餌環境となつたということから、普段と比べて遡上量が多く、体サイズは平均的という結果になつたのではないかというふうに考察しました。

以上で、今年の状況についての発表を終わります。

○小野寺会長

例年通り広瀬川の調査結果なんですが、眞壁委員から、なにか広瀬川のアユの状況について補足することがございましたら御説明願います。

○眞壁委員

遡上調査の時はね、20年以上もやっていたけど初めてだこんなに獲れたのと宍戸さんが言っていました。本当にものすごかったという言う話でしたね。粒もある程度大きかったという話でしたが、ところが解禁になって、いざ釣り始ったら、どこに行つたんだかわからんとかっていう話です。ちなみに7月1日、解禁の日に広瀬川の赤門自動車学校の前で、尺物のアユが釣れたという話です。実際、2日の日、監視を行つた時、昨日さあ、こんなんだったとかという話で、ですからね、解禁日に尺なんていうのは初めてじゃないですかね。だから、どうなんだかね。去年ですか、海産種苗ですか。あれが残つてそういうことかもしれませんね。何だか。とにかくわからんないですけど尺物が上がつたっていう話でした。今はアユはあまりいないそうです。でも、私、釜房ダムの下の集落なんですけども、碁石川にはね、夕方になると、淵の方を見るとグルグルって、今までないようになりますよ。そんな見方です。

以上です。

○小野寺会長

私は川に入ってないんですが、川のそばで暮らして、川を観察する限りは、例年よりはアユの食みは多いです。なかなかアユの姿は見れないんですけど、食み跡は明らかに多いと思います。

広瀬川、名取川以外の河川における状況についてもお伺いしたいと思います。

それでは白石川、十二村委員どうですか。

○十二村委員

白石川ですが、解禁当初は遊漁者が数名入っていたんですけども1日釣って4尾だったとか、かなり少ない数で、その後、今どつかにいなくなってしまったということで、石に藻が繁茂して、苔がつかなかつたとかそういう状況があつて、水が出て雨が降つて、水が出て、藻が少し流されて、いい生息環境にはなつてきているようなんですが、釣り人は依然少ないので、これからお盆にかけて成長したアユが掛かってくるんじゃないかなということで期待している人もたくさんおります。

○小野寺会長

私の直感だと、広瀬川を見ているとそれこそ15、16日の増水の後、何かちょっと綺麗になつたと思います。食みも綺麗になりました。その前の食みは、泥を無理やりなめているような食みなんで、非常にローカルだったのが、スープとこう広がつた感じがします。だから、これから期待できるんじゃないかなとむしろ思いますけども。気仙沼大川の菅原元委員。

○菅原元（はじめ）委員

今の広瀬川の話を聞いていますとそのとおりかなと思うんですが、今年は5月、6月がものすごく川の状態がよかつたと思うんです。さつき、来てからいろいろ人と話しましたが、こっちの渓流はものすごく、今までないぐらい面白かったなと思いながらアユに期待していたんですが、6月1日、2日、3日と、検体採りを私が許可もらってやつてあるんですが、いつもより魚は若干小ぶりでした。ただ、数は同じぐらいとれています。何の違いかちょっとわかりませんが、去年のアユと今年のアユが違いが、今年はすらっとこう細目の、去年はちょっといい感じのあれでしたんで期待はしているんですが、十二村さんが言ったとおり、解禁日は水がなくて、1週間、2週間駄目でした。今度は、雨の前は全然水がなくてどこ釣つていいかわからないで、アユがみんな石の下ばかり食べてんで釣りにならない状態。それで、今度の雨がありまして、水が多くて今度2、3日釣りにならなかった。私2、3日経つてから入ったんですが、魚はいました。ちょうど、時化際、日曜日に私入りましたけど、数は60ぐらい掛けましたが、ころがしでやるんですが、汽水域ぎりぎりのところでやりまして、大きいのが焼いて食う20センチぐらいのが結構入つてましたんで魚はいるなど。ただ、水がうまく安定して水量を保つていただければ釣り人が楽しい釣りになるんじゃないかなと思っています。

○小野寺会長

わかりました。大体そういう状況でしょうかね。梅雨が早く明けすぎたことに加えて、暑かったという影響もあるだろうと思いますし、私の経験、ずっとこう友釣りだけやってきてる経験からすると、今年は友釣り寄りの年ではないかという感じを受けていますけどね。すごく。

他、何か御意見とかございませんか。

なければこれで終わりといたします。ありがとうございました。

――― 話題提供終了―――

【そ の 他】

○小野寺会長

これで議事次第に載っておりますものはすべて終わりまして、その他に入ります。

その他について何かございますか。或いは委員の方でも結構ですが。

他に何もなければ、事務局から事務連絡があればお願ひします。

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

事務局から次回の委員会の開催日程について御連絡させていただきます。次回は令和4年9月13日の火曜日に開催予定であります。開催日時等決まり次第御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○小野寺会長

本日予定しておりました議題は、全て終了いたしましたので、以上をもちまして、令和4年度第1回内水面漁場管理委員会を終了いたします。皆様ありがとうございました。

―――― 委 員 会 終 了――――

《議決（決定）事項》

議題

（1）審議事項

小型機船底びき網漁業（しじみ貝桁漁業）の制限措置（案）について

（2）協議事項

令和5年漁業権一斉切替えに係る取扱方針（案）について

（3）報告事項

イ 全国内水面漁場管理委員会連合会令和4年度通常総会について

ロ 第5種共同漁業権の免許条件に係る令和4年度増殖事業計画

（江合川漁業協同組合）について

ハ 知事許可漁業の変更の許可に関する取扱いについて

（4）話題提供 アユの遡上状況について

（5）その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長 小野寺秀也

署名委員 宮厚元

署名委員 十二村 寛

書記 神山晃汰